

## 子どもの権利に関する条例（仮称）（案）新旧対照表

資料2

R7.12 条例素案（パブリックコメントで示した案）	R7.1.23 条例案	修正理由
前文	(修正なし)	
こどもは、一人一人がかけがえのない大切な存在です。	(修正なし)	
こどもは、周りの人に温かく見守られ、支えられることによって、心身ともに健やかに育ち、失敗を恐れずに挑戦でき、将来を切り開くことができます。	(修正なし)	
また、こどもにとって、自分の意見が大切にされる経験は、自己肯定感や自己有用感を高め、主体的に、自分らしく生きていくことにつながります。	(修正なし)	
我が国は、児童の権利に関する条約を結び、すべてのこどもは大人と同様に権利の主体であり、一切の差別的取扱いを受けないこと、命を守られながら、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう支えられること、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを約束しています。	(修正なし)	
しかしながら、貧困、虐待、いじめ及びヤングケアラー並びにインターネットの利用に関する問題等、こどもを取り巻く状況は厳しさを増しています。また、高い共働き世帯率、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、家族や地域がこどもを見守り、支える機能が低下し、こどもや保護者の不安感や孤立感が高まっています。	(修正なし)	
こうしたことから、こどもが安心して成長できる環境が整うよう、こどもにとって大切な権利を明らかにするとともに、県はもとより、国、市町村、保護者、こどもの学びや育ちに関する施設等関係者、事業者及び県民がそれぞれの立場から又は相互に連携し、困難な状況にあるこどもの権利擁護を図ることが不可欠です。また、こどもが権利について学び、様々な支援を受けながら意見を表明し、個性や多様性が尊重され、主体的に、自分らしく生きることができるよう支援していかなければいけません。	(修正なし)	
ここに私たちは、未来を担うすべてのこどもが、誰一人取り残されることなく、自立した個人として健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等に関わらず権利の擁護が図られ、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すため、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり、この条例を制定します。	(修正なし)	

## 子どもの権利に関する条例（仮称）（案）新旧対照表

資料2

R7.12 条例素案（パブリックコメントで示した案）	R7.1.23 条例案	修正理由
第1章 総則  (目的)  第1条 この条例は、子どもの健やかな成長を支援するための基本理念を定め、子どもにとって大切な権利を明らかにするとともに、県等の役割及び子どもの支援に関する基本的施策等を定めることにより、とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例（平成21年富山県条例第28号）と相まって、子どもの支援のための施策を総合的に推進し、もって未来を担うすべての子どもが、誰一人取り残されることなく、自立した個人として健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等に関わらず権利の擁護が図られ、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会（以下「子どもまんなか社会」といいます。）を実現することを目的とします。	(修正なし)	
(定義)  第2条 この条例において「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいい、子どもの支援の対象となる子どもの範囲は、支援ごとに定めるものとします。  2 この条例において「子どもの支援」とは、子どもの権利擁護に関して行う次に掲げる支援をいいます。  (1) 子どもの健やかな成長に対する支援 (2) 子どもの健やかな成長を支える者（保護者及び子どもの学びや育ちに関する施設等関係者をいいます。以下同じです。）に対する支援  3 この条例において「保護者」とは、子どもを現に監護する者をいいます。  4 この条例において「子どもの学びや育ちに関する施設等関係者」とは、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいいます。以下同じです。)、児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいいます。以下同じです。)その他これらに類する施設等関係者をいいます。	(修正なし)	
(基本理念)  第3条 子どもの支援は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。  (1) すべての子どもについて、一人の人間として権利があり、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにする等、日本国憲法、児童の権利に関する条約及び子ども基本法（令和4年法律第77号）の精神にのっとり、子どもの有する権利が尊重され、擁護されること。	(修正なし)	■ 「『子どもの学びや育ちに関する施設等関係者』に学校関係者が含まれていることが見えにくい」というパブリックコメントのご意見を踏まえ、定義規定を修正した。

## 子どもの権利に関する条例（仮称）（案）新旧対照表

資料2

R7.12 条例素案（パブリックコメントで示した案）	R7.1.23 条例案	修正理由
(2) すべての子どもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。	(修正なし)	
(3) すべての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。	(修正なし)	
(4) すべての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。	(修正なし)	
(5) こどもが心身ともに健やかに成長することができるよう、国、県、市町村、子どもの健やかな成長を支える者、事業者及び県民が相互に連携し、及び協力して、社会全体でこどもを支えるための取組を推進すること。  (こどもにとって大切な権利) 第4条 すべてのこどもは、健やかに成長するため、次に掲げる権利が尊重されます。	(修正なし)	
(1) 心身ともに健康でいられ、必要な医療、保健、福祉等の支援を受けられること。	(修正なし)	
(2) かけがえのない存在として周りの人に温かく見守られ、支えられること。	(修正なし)	
(3) 遊び、学び、スポーツ及び文化芸術活動等様々な活動が体験できること。	(修正なし)	
(4) 希望と意欲に応じて好きなことや夢に向かって <u>挑戦できること</u> 。	(4)希望と意欲に応じて好きなことや夢に向かってのびのびと挑戦できること。	■「『意欲』というと重たく感じる。気軽にチャレンジできるような表現にしてほしい」というパブリックコメントのご意見を踏まえ修正
(5) 自分の成長に役立つ情報を入手することができ、自分の権利や社会に関する正しい知識に基づき将来を自ら選択できること。	(修正なし)	
(6) 自分の意見をもつための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できること。	(修正なし)	
(7) 不安や悩みを解決したり乗り越えたりするために助けを求めることができ、適切な助言や支援が受けられること。	(修正なし)	
(8) 虐待、いじめ等困難な状況から心身が守られ、差別的取扱いや不利益を受けたり、孤立したりすることなく、安全で安心して過ごすことができる居場所をもつことができること。	(修正なし)	
2 こどもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重しなければなりません。	(修正なし)	
3 子どもの健やかな成長を支える者は、子どもの権利が侵害されていないか注意深く見守るよう努めなければなりません。	3 子どもの健やかな成長を支える者は、子どもの権利が侵害されていないか注意深く見守らなければなりません。	■子どもの健やかな成長を支える者は、子どもの権利を侵害されていないか注意深く見守る義務があることを明らかにした。

## 子どもの権利に関する条例（仮称）（案）新旧対照表

資料2

R7.12 条例素案（パブリックコメントで示した案）	R7.1.23 条例案	修正理由
(県の役割) 第5条 県は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、子どもの健やかな成長を支える者による主体的かつ自主的な子どもの支援のための取組を尊重しつつ、子どもの支援のための施策を策定し、及び実施するものとします。	(修正なし)	
(保護者等の役割) 第6条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもが自立した個人として健やかに成長することについて第一義的責任を有することを認識しつつ、子どもを見守り支えるものとします。	(修正なし)	
2 県及び子どもの学びや育ちに関する施設等関係者は、保護者とともに、子どもが自立した個人として健やかに成長するよう見守り支えるものとします。	(修正なし)	
(子どもの学びや育ちに関する施設等関係者の役割) 第7条 子どもの学びや育ちに関する施設等関係者は、基本理念にのっとり、学校、児童福祉施設その他子どもの居場所における安全を確保するとともに、子どもが安心して学び育つことができる環境づくりに努めるものとします。	(修正なし)	
(事業者の役割) 第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する者が <u>その子どもに接する時間</u> を十分に確保するため、職業生活と家庭生活との両立を図ることができるよう必要な雇用環境の整備に努めるものとします。	(事業者の役割) 第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する者が <u>子どもに接する時間</u> を十分に確保するため、職業生活と家庭生活との両立を図ることができるよう必要な雇用環境の整備に努めるものとします。	■事業者は、被雇用者の子どもだけでなく孫など一定の関わりのある子どもと接する時間を十分に確保するために必要な雇用環境の整備に努めることとした。
(県民の役割) 第9条 県民は、基本理念について理解を深め、子どもの支援のための <u>施策</u> について関心を高めるとともに、県及び市町村が実施する子どもの支援のための施策に協力するよう努めるものとします。	(県民の役割) 第9条 県民は、基本理念について理解を深めるとともに、子どもの支援のための <u>施策及び取組</u> について <u>関心を高め、協力する</u> よう努めるものとします。	■県民は、県や市町村の施策だけでなく、子どもの学びや育ちに関する施設等関係者の取組みについても関心を高め、協力するよう努めることとした。
第2章 こどもまんなか社会を実現するための子どもの支援に関する <u>基本的施策</u>	第2章 こどもまんなか社会を実現するための <u>基本的施策等</u>	■県以外の実施主体も含むため「 <u>基本的施策等</u> 」とした。
(市町村との連携) 第10条 県は、子どもの支援のための施策の実施に当たっては、 <u>市町村と連携するとともに、市町村が行う子どもの支援のための施策に協力する</u> ものとします。	(市町村との連携協力) 第10条 県は、子どもの支援のための施策の実施に当たっては、 <u>適切な役割分担を踏まえ、市町村と相互に連携し、協力する</u> ものとします。	■市町村との役割分担を踏まえた連携協力をを行うことを明記した。
(子どもの権利に関する普及啓発及び気運の醸成) 第11条 県は、この条例、児童の権利に関する条約及び子ども基本法の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて子どもを含めた県民に普及啓発を図り、その理解を得るよう努めるものとします。	(修正なし)	

## 子どもの権利に関する条例（仮称）（案）新旧対照表

資料2

R7.12 条例素案（パブリックコメントで示した案）	R7.1.23 条例案	修正理由
2 県は、前項の広報活動等を行うに当たり、 <u>市町村及び子どもの健やかな成長を支える者</u> に協力を求め、気運の醸成を図るものとします。	2 県は、前項の広報活動等を行うに当たり、 <u>市町村、子どもの健やかな成長を支える者及び県民</u> に協力を求め、気運の醸成を図るものとします。	■広報活動等を行うにあたり、県民に広く協力を求める規定に修正した。
(子どもの居場所づくりの促進及び様々な体験活動の機会の確保) 第12条 県は、誰一人取り残さずすべての子どもが安全で安心して過ごすことができる <u>居場所づくりを促進するとともに、その希望や意欲に応じて、遊びや学び、スポーツ及び文化芸術活動等様々な体験活動に接する機会を得ることができるよう支援するものとします。</u>	(子どもの居場所づくりの推進及び様々な体験活動の機会の確保) 第12条 県は、誰一人取り残さずすべての子どもが安全で安心して過ごすことができる <u>居場所づくりを推進するため又は子どもがその希望や意欲に応じて、遊びや学び、スポーツ及び文化芸術活動等様々な体験活動の機会を得るため、子ども及び子どもの健やかな成長を支える者に対し必要な支援を行うものとします。</u>	■子どもの居場所づくり及び様々な体験活動の機会を確保するため、県は子ども及び子どもの健やかな成長を支える者に対し必要な支援を行うことを明記した。
(子どもの学びや育ちに関する施設等関係者と連携協力した切れ目のない支援) 第13条 県及び子どもの学びや育ちに関する施設等関係者は、子どもの健やかな成長に対する支援が、その心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるよう、相互に連携し協力して取り組むものとします。	(修正なし)	
(相談支援体制の充実) 第14条 こども又は保護者その他こどもに関わる者は、子どもの健やかな成長に関して関係機関及び関係団体に相談することができます。	削除	■14条1項の規定は、「不安や悩みを解決したり乗り越えたりするために助けを求めることができ、適切な助言や支援が受けられること。」を大切な権利と規定している4条1項7号の確認規定となっており、実質的に重複しているため削除することとした。
2 県は、貧困、虐待、いじめ及び家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められること並びにインターネットの利用に関する問題等、不安や悩みを抱える <u>子ども</u> が安心して適切な助言や支援を受けることができるよう相談体制の充実を図り、子どもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとします。	(相談支援体制の充実) 第14条 県は、貧困、虐待、いじめ及び家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められること並びにインターネットの利用に関する問題等、不安や悩みを抱える <u>こども又は保護者</u> その他こどもに関わる者が安心して <u>相談し、適切な助言や支援を受ける</u> ことができるよう体制の充実を図り、子どもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとします。	■安心して相談し、助言や支援を受けることができるのは、こどもだけでなく、保護者その他こどもに関わる者も含まれるので修正した。

## 子どもの権利に関する条例（仮称）（案）新旧対照表

資料2

R7.12 条例素案（パブリックコメントで示した案）	R7.1.23 条例案	修正理由
<p>(子ども等からの意見聴取及び施策への反映)</p> <p>第15条 県は、子どもの支援を実施するための計画又は子どもの支援のための施策を策定し、実施するに当たっては、当該計画又は施策の目的等に応じて、<u>子ども等の幅広い意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとします。</u></p>	<p>(子ども等からの意見聴取及び施策への反映)</p> <p>第15条 県は、子どもの支援を実施するための計画又は子どもの支援のための施策を策定し、実施するに当たっては、当該計画又は施策の目的等に応じて、<u>子ども等の意見を反映させるために聴取し、その反映状況について説明するため必要な措置を講ずるものとします。</u></p>	<p>■「聴取した意見の反映状況をフィードバックする規定を設けてはどうか。」というパブリックコメントでのご意見を踏まえ修正した。</p>
<p>2 前項の意見の聴取に当たっては、社会的養護下にある子どもをはじめとした、様々な困難な状況にある子どもの意見も聴取するものとします。</p> <p>(子どもの視点に立った情報提供等)</p> <p>第16条 県及び子どもの健やかな成長を支える者は、子どもがその健やかな成長のために必要な知識を得ることができるように、子どもの視点に立って分かりやすく情報を提供するとともに、子どもが理解を深められるよう学ぶ機会の提供に努めるものとします。</p>	<p>(修正なし)</p> <p>(修正なし)</p>	
<p>(子どもが意見表明しやすい環境づくり)</p> <p>第17条 県及び子どもの健やかな成長を支える者は、子どもの年齢や発達の程度に応じた意見を言いやすい環境づくりに努めるものとします。</p>	<p>(修正なし)</p>	
<p>第3章 <u>子どもの悩みの解決に向けた支援等</u></p> <p>(子ども支援委員会)</p> <p>第18条 子どもの悩みの解決に向けた支援を行う機関として、富山県こども支援委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。</p>	<p>第3章 <u>富山県こども支援委員会</u></p> <p>(修正なし)</p>	<p>■子ども支援委員会に関する規定しかないため章見出しを修正した。</p>
<p>2 委員会は、次条第2項に規定する知事の求めに応じて、次に掲げられた職務を行います。</p> <p>(1) 子どもの置かれている状況の改善のため、子どもと次条第1項の申立てに関係する者（以下「関係者」といいます。）との調整を行うこと。</p>	<p>(修正なし)</p>	
<p>(2) 次条第1項の申立てに関して知事に対し意見を述べること（以下「意見表明」といいます。）。</p>	<p>(1) 次号に規定する調整のため必要な調査を行うこと。</p>	<p>■手続きの順に、調査、調整、意見表明とした。</p>
<p>(3) 第1号に規定する調整のため必要な調査を行うこと。</p>	<p>(2) 子どもの置かれている状況の改善のため、子どもと次条第1項の申立てに関係する者（以下「関係者」といいます。）との調整を行うこと。</p>	
<p>3 委員会は、知事の求めに応じて、子どもの権利擁護に関して県が行う普及啓発活動について意見を述べることができます。</p>	<p>(修正なし)</p>	

## 子どもの権利に関する条例（仮称）（案）新旧対照表

資料2

R7.12 条例素案（パブリックコメントで示した案）	R7.1.23 条例案	修正理由
4 委員会は、公平かつ適正にその職務を行い、子どもの気持ちを尊重し、その最善の利益を考慮して職務を行うものとします。	4 委員会は、公平かつ適正にその職務を行い、子どもの気持ちを尊重し、その最善の利益を優先して職務を行うものとします。	■「子どもの最善の利益は考慮要素ではなく、最優先とすべきではないか」というパブリックコメントのご意見を踏まえ修正した。
5 委員会は、委員5人以内で組織します。	(修正なし)	
6 委員は、 <u>子どもの権利擁護</u> に関し優れた識見を有する者の中から知事が任命します。	6 委員は、 <u>学識経験</u> を有する者の中から知事が任命します。	■法的専門家に限らず幅広い分野の専門家を任命するため修正した。
7 委員の任期は、3年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。	(修正なし)	
8 委員は、再任されることを妨げられません。	(修正なし)	
9 委員会に専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができます。	(修正なし)	
(新 設)	10 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとします。	■専門委員の任期を規定した。
10 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。	11 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。	
11 この章に定めがあるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。	12 この章に定めがあるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。	
(調整等の申立て) 第19条 こども又は保護者は、子どもの健やかな成長に関して富山県行政組織規則（平成6年富山県規則第14号）第133条に規定するこども相談センターに相談してもなおその子どもの置かれている状況が改善しないときは、知事に対し、当該事案を解決するための調整及び調整に必要な調査（以下「調整等」といいます。）の申立てをすることができます。	(調整等の申立て) 第19条 こども又は保護者は、子どもの健やかな成長に関して富山県行政組織規則（平成6年富山県規則第14号）第133条に規定するこども相談センターに相談してもなお子どもの置かれている状況が改善しないときは、知事に対し、当該事案を解決するための調整及び調整に必要な調査（以下「調整等」といいます。）の申立てをすることができます。	■こども相談センター（こども総合サポートプラザ）は単なる経由機関ではなく相談支援機関であることを示した。
2 知事は、前項の規定による申立てに係る事案についての調整等を委員会に求めるものとします。	(修正なし)	
(調整等の実施) 第20条 委員会は、前条第2項の求めがあった場合には、当該申立てに係る事案について調整等を行うものとします。ただし、当該申立てが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りではありません。	(修正なし)	

## 子どもの権利に関する条例（仮称）（案）新旧対照表

資料2

R7.12 条例素案（パブリックコメントで示した案）	R7.1.23 条例案	修正理由
(1) 判決により確定した権利関係又は執行機関の附属機関等が認定した事実関係に関する事案であるとき。	(1) 判決により確定した権利関係又は県若しくは市町村の執行機関の附属機関等が認定した事実関係に関する事案であるとき。	■市町村の執行機関の附属機関等であっても調整等の対象外になることを明記した。
(2) 裁判所において係争中の事案又は執行機関の附属機関等において審議中の事実関係に関する事案であるとき。	(2) 裁判所において係争中の事案又は県若しくは市町村の執行機関の附属機関等において審議中の事実関係に関する事案であるとき。	■市町村の執行機関の附属機関等であっても調整等の対象外になることを明記した。
(3) 議会に請願又は陳情を行っている事案であるとき。	削除	■申立て事案について議会に請願または陳情していることは想定しがたいため削除した（仮に請願または陳情があった事案について申立てがあった場合は個別に対応の要否を検討）
(4) 前各号に掲げるもののほか、調整等を行うことが適当でない事案として規則で定めるものであるとき。 2 委員会は、 <u>調査のため</u> 必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出及び説明を求めることができます。 3 委員会は、第18条第2項第1号に規定する調整又は同項第3号に規定する調査のため、関係機関及び関係団体に協力を求めることができます。 4 委員会は、申立てに係る事案が解決したときはその結果を、第1項ただし書の規定により調整等を行わなかったときは、その旨を理由を付して、知事に報告するものとします。 5 知事は、前項の報告があったときは、速やかに申立てを行った者及び関係者に通知するものとします。 (調整等の中止) 第21条 委員会は、調整等を開始した後においても、 <u>前条第1項ただし書に該当することとなったときは、</u> 調整等を中止することができます。	(3) 前各号に掲げるもののほか、調整等を行うことが適当でない事案として規則で定めるものであるとき。 2 委員会は、 <u>調整等のため</u> 必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出及び説明を求めることができます。 3 委員会は、申立てに係る事案が解決したときはその結果を、第1項ただし書の規定により調整等を行わなかったときは、その旨を理由を付して、知事に報告するものとします。 4 知事は、前項の報告があったときは、速やかに申立てを行った者及び関係者に通知するものとします。 (調整等の中止) 第21条 委員会は、調整等を開始した後においても、 <u>前条第1項ただし書各号に該当することとなったとき又は申立て人が申立てを取り下げたときは、</u> 調整等を中止するものとします。	■調整のため説明を求める場合もありうることから「調整等のため」とした。 ■前項と重複している規定のため削除した。

## 子どもの権利に関する条例（仮称）（案）新旧対照表

資料2

R7.12 条例素案（パブリックコメントで示した案）	R7.1.23 条例案	修正理由
2 委員会は、調整等を中止したときは、その旨を理由を付して、知事に報告するものとします。	(修正なし)	
3 知事は、前項の報告があったときは、速やかに申立てを行った者及び関係者に通知するものとします。	(修正なし)	
(申立てに関する意見表明) 第22条 委員会は、 <u>申立てに係る事案が解決した場合において、法令に基づく救済制度が存するとき</u> を除き、子どもの権利擁護又は相談支援体制の充実のため、知事に対し、必要な措置を講じるよう意見表明をることができます。	(23条へ移動)	
2 知事は、前項の規定による意見表明を受けたときは、これを尊重しなければいけません。		
3 知事は、第1項の規定により意見表明があったときは、その措置状況について委員会に対し報告するものとします。		
4 知事は、第1項の規定により意見表明があったとき又は前項の報告をしたときは、速やかにその内容を申立てをした者及び関係者に通知するものとします。		
(調整等の終了) 第23条 委員会は、調整等を尽くしても事案の解決が見込めないときは、出席委員全員の一致により調整等を終了することができます。	(調整等の終了) 第22条 委員会は、調整等を尽くしても <u>申立てに係る事案の解決が見込めないときは、出席委員全員の一致により調整等を終了することができます。</u>	
2 委員会は、前項の規定により調整等を終了したときは、その旨を理由を付して、知事に報告するものとします。	(修正なし)	
3 知事は、前項の報告があったときは、速やかに申立てを行った者及び関係者に通知するものとします。	(修正なし)	
(22条から移動)	(意見表明) 第23条 委員会は、申立て事案に関連する県の施策について、知事に対し、必要な措置を講じるよう意見表明をすることができます。 2 知事は、前項の規定による意見表明を受けたときは、これを尊重しなければいけません。 3 知事は、第1項の規定により意見表明があったときは、その措置状況について委員会に対し報告するものとします。 4 知事は、第1項の規定により意見表明があったとき又は前項の報告をしたときは、速やかにその内容を申立てをした者及び関係者に通知するものとします。	■申立て事案が解決しなくても述べることとした。 ■意見表明の対象を「申立て事案に関連する県の施策」と明記した。

## 子どもの権利に関する条例（仮称）（案）新旧対照表

資料2

R7.12 条例素案（パブリックコメントで示した案）	R7.1.23 条例案	修正理由
(活動状況の公表) 第24条 委員会は、その活動状況について、毎年度1回、公表するものとします。	(修正なし)	
附則  この条例は、令和8年4月1日から施行します。ただし、第18条から第24条までの規定は、同年10月1日から施行します。	(修正なし)	